

令和 6 年 5 月 27 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01310

研究課題名（和文）外国の国家機関に対する国家の管轄権行使に関する国際法の研究

研究課題名（英文）Research of International Law concerning the Exercise of State Jurisdiction over Foreign State Organs

研究代表者

水島 朋則（Mizushima, Tomonori）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：60434916

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：従来は外国の元首や外交官、駐留軍隊構成員等の機関ごとに分析されがちであった外国の国家機関に対する国家の管轄権行使をめぐる国際法の問題について、「外国の国家機関の扱いに関する国際法」という独創的な観点を設定し、それらを包括的・総合的に検討することにより、外国の国家機関に対する国家の管轄権行使を現代の国際法はどのように規制しているのかを明らかにし、そのような国際法の規制の下で、望ましい国家の管轄権行使のあり方を探求・提示した。また、これまで行ってきた「国家の管轄権行使に関する国際法」の研究を補完し、その全体的かつ現代的な構造を解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来は外国の国家機関ごとの個別的・断片的な分析がなされるのみで学術的研究としては停滞していた状況において、「外国の国家機関の扱いに関する国際法」という独創的な観点から包括的・総合的に検討することにより、外国の国家機関に対する国家の管轄権行使を現代の国際法はどのように規制しているのかを明らかにしたことは、先行研究からの転換を実現するものとして、大きな学術的意義をもつとともに、その研究成果を、現代国際法の下で国家はどのように管轄権を行使すべきかという政策的提言にも結びつけ、国内・国外に発信した点で社会的意義ももっている。

研究成果の概要（英文）：Traditionally, issues concerning the exercise of State jurisdiction over foreign State organs, such as heads of State, diplomats and members of visiting armed forces, have been analysed on an organ-by-organ basis. This research set forth an innovative perspective by focusing on 'international law concerning the treatment of foreign State organs' and examined these issues comprehensively and holistically. Through this approach, the research elucidated how contemporary international law regulates the exercise of State jurisdiction over foreign State organs and explored and presented desirable ways in which a State should exercise its jurisdiction under such regulations. This study complemented previous research on 'international law concerning the exercise of State jurisdiction' and clarified its overall and contemporary structure.

研究分野：国際法学

キーワード：国際法 外国の国家機関 管轄権 主権免除 外交特権免除 外国の元首 駐留外国軍隊 戦後補償裁判

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 伝統的国際法の下で国家による管轄権行使のあり方が問題とされた外国の国家機関は、ほとんど専ら外交官・領事官であったが、これらについては、国連国際法委員会 (ILC) が草案を作成した 1961 年の外交関係条約と 1963 年の領事関係条約が広く定着し、そのために加えて、それぞれ採択後 50 年以上を経た現代の状況に適合しているかどうかという点を別とすれば、近年においてあまり学術的な研究の対象とはされてこなかったと言える。日本を含む一部の国の場合に問題となり得る駐留外国軍隊の構成員に対する管轄権行使についても、一般にそれぞれの駐留外国軍隊の地位協定により規律されるため、その規律内容の是非はさておき (その意味で国際政治学や国際関係論の観点からの研究は散見されるものの) 国際法学の観点からの学術的な研究は多くなかった。

(2) そのような中で、外国の外務大臣に対する管轄権行使について争われた逮捕状事件における国際司法裁判所 2002 年判決等を契機として、通常は本国で任務を行う外国の元首や外務大臣を含む国家職員一般について、ILC が「外国の刑事裁判権からの国家職員の免除」に関する条文草案の作成作業を開始していた。しかしながら、国際社会における規律の必要性を背景として作成された外交関係条約・領事関係条約とは異なり、ILC の作業のための作業として選ばれた感があるこのテーマについては、ILC 委員の間における見解の対立等から、無用の混乱を招いているような状況であった。また、スーダンのバシル大統領 (当時) の逮捕・引渡しに関する国家の協力義務について、国際刑事裁判所のアプローチが予審裁判部によって分かれている中で出された上訴裁判部 2019 年 5 月 6 日判決は、スーダンが国際刑事裁判所規程の非締約国であるにもかかわらずバシル大統領に対して管轄権を行使することができる根拠 (国連安全保障理事会による付託) を考慮に入れていないという意味で、国際法の観点からはむしろ問題があるアプローチのほうを採ったため、別の意味での混乱を招いているという状況であった。

### 2. 研究の目的

(1) これまで研究代表者は、国家の管轄権行使に関する国際法について、外国国家に対する管轄権行使 (主権免除) の問題と非国家主体に対する管轄権行使の問題を柱として研究を進めてきた。その研究を基礎としつつ、比較的近年いくつかの場面で実際に問題になった国際機構の活動 (国際機構による一種の管轄権行使) との関連という視点を加えた「国家と国際機構の管轄権の競合に関する国際法研究」を通して、国家の管轄権行使に関する国際法の構造を、一定程度明らかにしてきた。本研究は、外国の国家機関に対する国家の管轄権行使をめぐる問題について国際法の観点から分析を行うことにより、これまで研究代表者が行ってきた「国家の管轄権行使に関する国際法」の研究を補完し、その全体的かつ現代的な構造を解明することを目的とするものであった。

(2) 外国の国家機関に対する国家の管轄権行使をめぐる従来の研究においては、外国の元首や外交官、駐留軍隊構成員等の機関ごとに分けてそれぞれに対する管轄権行使ないしそれぞれの管轄権免除の問題を分析するという傾向が見られた。その場合、一方で、外交官・領事官・駐留軍隊構成員については、学術的研究とはいっても、それぞれを規律する外交関係条約・領事関係条約・駐留軍隊の地位協定に含まれる関連規定の単なる解説的な記述や関連する事例の紹介にとどまりがちであった。他方で、これまで国家の管轄権行使の対象として想定されることがほとんどなく、関連する条約が作られてこなかった国家職員一般については、作業のための作業として行われている ILC の作業を素材として、学術的研究の名の下に議論のための議論が行われているにすぎないようにも見受けられた。また、国際刑事裁判所に対する国家の協力義務については、「裁判所は、被請求国に対して第三国の入又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができない」と定める国際刑事裁判所規程 98 条の解釈について堂々巡りの議論がなされ、学術的研究として袋小路に入ってしまった。このような従来の研究とは異なり、外国の国家機関ごとに分けて個別的・断片的に分析するのではなく、先行研究の成果をふまえながらも、「外国の国家機関の扱いに関する国際法」の観点から包括的・総合的に検討し、そのような検討を通じて、外国の国家機関に対する国家の管轄権行使に関する国際法の規律の現状について独自性をもった新しい知見を得、それをふまえた望ましい規律のあり方について創造性のある提言を行うことが、本研究の目的であった。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究の基礎作業として、関連する 1 次・2 次資料を収集し、コンピュータを活用して情報を整理しながら分析を行った。新型コロナウイルス感染症のため、所属研究機関に所蔵していない関連資料を国内外の他機関で収集することや外務省等において聞き取り調査を行うことには大幅な制約があったものの、本研究にとって必要最低限のことは行うことができた。

(2) 本研究は応募者が単独で行うものではあるが、他の研究者からのコメントや批判を受けることが有用であることは言うまでもなく、研究会での口頭発表等の形で研究の中間的な成果を積

極的に発表するように努めた。また、さまざまな意味で国際的な問題を扱う本研究の性質上、国際的に研究成果を問うことも有益であるため、外国の研究者や実務家からもコメントや批判を得ることができるように、国際会議等における研究発表の機会も得ることができるよう積極的に働きかけ、また、研究成果は、できるだけ英文でも公表するように心がけた。

#### 4. 研究成果

(1) 研究代表者のそれまでの研究（国家と国際機構の管轄権の競合に関する国際法研究）と本研究とをつなぐものとして、スーダンの国家機関（大統領）の地位にあったバシルに対する国家および国際機構の管轄権行使のあり方に関わる国際刑事裁判所（ICC）上訴裁判部 2019 年 5 月 6 日判決を素材として、国際法上の刑事管轄権免除をめぐる条約法の問題について考察を行い、日本語による共著の一部として公表した。

(2) 外国の国家機関（駐留米軍）の活動ないし管轄権行使と国家（接受国 = 日本）の管轄権行使とが連続的に行われた稀な事案（米軍基地内で米軍が身柄拘束した者の日本による身柄の引受と身柄拘束の継続）に関する福岡高裁那覇支部 2019 年 10 月 7 日判決について、国家の管轄権行使の対象となり得る外国の国家機関の活動に関わる問題を提起するものと捉え、日米地位協定を含む国際法の観点からの判例評釈として公表した。

(3) 新型コロナウイルス感染症に起因する損害の賠償を求めて外国（中国）やその国家機関に対して特にアメリカの裁判所で起こされた訴訟について、外国の国家機関に対する国家の管轄権行使という観点から考察を行い、査読を経て日本語論文として公表した。

(4) 古い裁判例では区別されていなかった外国の元首（主権者）の刑事管轄権免除と外国国家（主権国家）自体の民事管轄権免除との間に、国際社会の構造を反映した共通点が今日においても見出されるのではないかという問題意識を手がかりとして、これら 2 つの主権免除について「在る法」と「在るべき法」を提示する口頭発表を国際法学会の研究大会において英語で行い、発表の際に他の研究者から受けた示唆やコメントもふまえた上で、査読を経て英語論文として公表した。

(5) 対日本元慰安婦損害賠償請求訴訟における 2021 年の 2 つのソウル中央地裁判決について、主に「外国の国家機関の扱いに関する国際法」の観点からの判例解説として公表した。

(6) 日本政府は「外国」として承認していない北朝鮮に対する日本の管轄権行使のあり方に関わる東京地裁 2022 年 3 月 23 日判決について「外国の国家機関の扱いに関する国際法」の観点から分析し、対外国民事裁判権法に基づく裁判権免除を否定した判決を批判的に考察する判例解説を公表した。

(7) 外国国家の裁判権免除についての考え方から類推して外国国家の源泉徴収義務からの免除を導き出した東京高裁 2004 年 6 月 8 日判決について、むしろ外交官の扱いに関する国際法からの類推により源泉徴収義務からの免除を否定すべきであったことを指摘する口頭発表を、オンラインによる国際会議において英語で行った。

(8) 本研究において分析対象としてきた諸国の実行や裁判例のうち、特に日本の実行や裁判例が「外国の国家機関の扱いに関する国際法」の発展に与えた影響について分析し、国際法学会の研究大会で口頭発表を行い、そこで得られた他の研究者からのコメントや批判をふまえて英語論文としてまとめる作業を進めた。

(9) 本研究の成果もふまえた国際法協会（ILA）日本支部からの推薦に基づき、ILA が 2023 年終わりに設置を決定した外交官や領事官の特権・免除・不可侵に関する委員会の委員に選ばれた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Tomonori Mizushima	4. 巻 65
2. 論文標題 Lex Lata and Lex Ferenda of Sovereign Immunity	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 301-319
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水島朋則	4. 巻 31
2. 論文標題 北朝鮮が未承認国であることを理由に主権免除を否定した事例（東京地裁令和4年3月23日判決）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch（法学セミナー増刊 速報判例解説）	6. 最初と最後の頁 335-338
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水島朋則	4. 巻 120巻1号・2号
2. 論文標題 COVID-19損害賠償請求訴訟における主権免除についてーアメリカの外国主権免除法に基づく対中国訴訟を主な素材としてー	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 282-291
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水島朋則	4. 巻 1570号
2. 論文標題 国家免除と強行規範例外（ソウル中央地裁2021年4月21日判決）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト（令和3年度重要判例解説）	6. 最初と最後の頁 252-253
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水島朋則	4. 巻 745号 (2470号)
2. 論文標題 日米地位協定刑事特別法12条2項が定める無令状での身柄拘束の手続は、米軍により現行犯として身柄を拘束された者に適用される限りにおいて憲法33条に違反しないとした上で、米軍からその者の身柄を引き渡す旨の通知を受けた海上保安官による身柄引受けの遅延及び身柄拘束の継続は、それぞれ国賠法上違法であるとした事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例評論 (判例時報)	6. 最初と最後の頁 2~7頁 (120~125頁)
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 水島朋則
2. 発表標題 特権免除分野における日本の実行とその国際法への影響
3. 学会等名 国際法学会2023年度研究大会 (公募パネル報告第1分科会「日本の国家実行が国際法に与えた影響」)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Tomonori Mizushima
2. 発表標題 Japanese Practice of Diplomatic Privileges and Immunities: X v Director of Meguro Tax Office (Tokyo High Court, Judgment, 8 June 2004)
3. 学会等名 2022 DILA International Conference, Diplomatic Privileges and Immunities: Asian State Practice (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 MIZUSHIMA Tomonori
2. 発表標題 Absolute Sovereign Immunity as Lex Lata and as Lex Ferenda
3. 学会等名 国際法学会2021年度研究大会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 須網 隆夫、中川 淳司、古谷 修一	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 604
3. 書名 国際経済法の現代的展開	

1. 著者名 小畑 郁、山元 一	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 324
3. 書名 国際人権法の理論	

1. 著者名 浅田 正彦、桐山 孝信、徳川 信治、西村 智朗、樋口 一彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 509
3. 書名 現代国際法の潮流1	

〔産業財産権〕

〔その他〕

名古屋大学研究者総覧：研究者詳細（水島朋則） <a href="https://profs.provost.nagoya-u.ac.jp/html/100000688_ja.html">https://profs.provost.nagoya-u.ac.jp/html/100000688_ja.html</a>
---

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------